

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 2月21日

【会社名】 株式会社ネプロジャパン

【英訳名】 NEPRO JAPAN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 筒井 俊光

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目11番 8号西銀ビル

【電話番号】 03(6803)3976

【事務連絡者氏名】 経営企画室長 野澤 創一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目11番 8号西銀ビル

【電話番号】 03(6803)3976

【事務連絡者氏名】 経営企画室長 野澤 創一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年2月14日開催の取締役会において、平成26年4月1日を分割期日として当社の移動体通信事業を会社分割（以下、本件分割という。）し、持株会社体制に移行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 新設分割の目的

当社グループの主力事業である移動体通信事業においては、今後更に大きな環境変化が予測される中、通信事業者ごと、エリアごとの迅速な対応がますます必要とされることから、事業戦略の効率的な遂行と経営の意思決定の更なる迅速化を目指して参ります。また、モバイルゲーム事業及びその他事業については、持株会社に経営機能を集中し、事業子会社はより事業に集中することで、戦略的に事業拡大を図り、当社グループの企業価値の向上に努めて参ります。

(2) 新設分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の新設分割計画の内容

新設分割の方法

当社を分割会社とし、移動体通信事業を次のとおり4つに分割し、分割した事業をそれぞれ新設の会社に承継させる物的新設分割です。

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 株式会社ネプロモバイル関東 | 関東エリアで展開するドコモショップの運営及びその付随業務 |
| 株式会社ネプロモバイル東海 | 東海エリアで展開するドコモショップの運営及びその付随業務 |
| 株式会社ネプロモバイル関西 | 関西エリアで展開するドコモショップの運営及びその付随業務 |
| 株式会社ネプロクリエイト | auショップ及びソフトバンクショップの運営及びその付随業務 |

新設分割に係る割当ての内容

本件分割に際し、新設会社はその発行する全ての株式を当社に対して割り当て、その総数はそれぞれ次のとおりです。

| | |
|---------------|--------|
| 株式会社ネプロモバイル関東 | 5,000株 |
| 株式会社ネプロモバイル東海 | 5,000株 |
| 株式会社ネプロモバイル関西 | 5,000株 |
| 株式会社ネプロクリエイト | 5,000株 |

新設分割の日程

| | |
|-------------|----------------|
| 分割計画承認取締役会 | 平成26年2月14日 |
| 分割計画承認株主総会 | 平成26年3月28日(予定) |
| 分割期日(効力発生日) | 平成26年4月1日(予定) |

その他の新設分割計画の内容

当社が平成26年2月14日開催の取締役会で承認した新設分割計画の内容は後記のとおりです。
本件分割により増加または減少する当社の資本金等はありません。

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

当社単独での新設分割であり、新設分割設立会社の株式のみが当社に割り当てられるため、第三者機関による算定は実施しておりません。割当て株式数につきましては、新設分割設立会社の資本金等の額を考慮して決定いたしました。

(4) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

株式会社ネプロモバイル関東

| | |
|--------|---------------------|
| 商号 | 株式会社ネプロモバイル関東 |
| 本店の所在地 | 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目15番8号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 徳永 正和 |
| 資本金 | 50,000千円 |

| | |
|-------|---------------------------------|
| 純資産の額 | 50,000千円（予定） |
| 総資産の額 | 897,939千円（予定） |
| 事業の内容 | 関東エリアで展開するドコモショップ3店舗の運営及びその付随業務 |

株式会社ネプロモバイル東海

| | |
|--------|---------------------------------|
| 商号 | 株式会社ネプロモバイル東海 |
| 本店の所在地 | 愛知県名古屋市名東区八前一丁目803番 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 三牧 孝誌 |
| 資本金 | 50,000千円 |
| 純資産の額 | 50,000千円（予定） |
| 総資産の額 | 302,330千円（予定） |
| 事業の内容 | 東海エリアで展開するドコモショップ3店舗の運営及びその付随業務 |

株式会社ネプロモバイル関西

| | |
|--------|---------------------------------|
| 商号 | 株式会社ネプロモバイル関西 |
| 本店の所在地 | 京都府京都市伏見区桃山町西尾33番2 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 三牧 孝誌 |
| 資本金 | 50,000千円 |
| 純資産の額 | 50,000千円（予定） |
| 総資産の額 | 814,663千円（予定） |
| 事業の内容 | 関西エリアで展開するドコモショップ6店舗の運営及びその付随業務 |

株式会社ネプロクリエイト

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 商号 | 株式会社ネプロクリエイト |
| 本店の所在地 | 東京都中央区京橋一丁目11番8号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 成瀬 誠 |
| 資本金 | 50,000千円 |
| 純資産の額 | 50,000千円（予定） |
| 総資産の額 | 390,429千円（予定） |
| 事業の内容 | auショップ6店舗及びソフトバンクショップ2店舗の運営及びその付随業務 |

（注）純資産の額及び総資産の額は、平成25年12月31日現在の貸借対照表を基礎として算出しているため、実際に承継される金額は、分割期日前日までの増減を加味した上で確定いたします。

（5）新設分割計画書は次のとおりです。

株式会社ネプロモバイル関東に係る新設分割計画書

新設分割計画書

株式会社ネプロジャパン（以下「当社」という。）は、分割により設立する株式会社ネプロモバイル関東（以下「新会社」という。）に対して、第1条に定める「本件事業」の全部を承継させることに関し、以下の通り新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

（分割の目的）

第1条 当社は、当社の関東地方における株式会社NTTドコモ提供のサービスに係る移動体通信事業（以下「本件事業」という。）を新会社に承継させるために、新設分割（以下「本件分割」という。）を行う。

(新会社の定款で定める事項)

第2条 新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社ネプロモバイル関東 定款」に記載の通りとする。なお、本店の所在地は、東京都世田谷区三軒茶屋二丁目15番8号とする。

(新会社の設立時取締役の氏名)

第3条 新会社の設立時取締役の氏名は次の通りとする。
取締役 徳永 正和

(新会社が承継する権利義務等)

第4条 新会社が、本件分割により当社から承継する権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に定める通りとする。
2 新会社が当社から承継する債務について、当社は新会社と共に、重畳的債務引受をする。

(新会社が本件分割に際して発行する株式)

第5条 新会社は、本件分割に際して普通株式5,000株を発行し、その全てを前条第1項に規定する権利義務に代えて当社に割当交付する。

(新会社の資本金及び準備金の額等に関する事項)

第6条 新会社の設立時における資本金及び準備金の額等は、次の通りとする。但し、次条に定める分割期日における当社の資産及び負債等の状況により、当社の取締役会決議をもって、これを変更することができる。

| | |
|----------|---|
| 資本金 | 金50,000,000円 |
| 資本準備金 | 金0円 |
| その他資本剰余金 | 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から上記及びの合計額を控除した額 |
| 利益準備金 | 金0円 |
| その他利益剰余金 | 金0円 |

(分割期日)

第7条 本件分割にかかる登記をすべき日は、平成26年4月1日(以下「分割期日」という。)とする。但し、本件分割の手续進行上必要があるときは、当社の取締役会決議をもって分割期日を変更することができる。

(分割条件の変更及び本件分割の中止)

第8条 当社は、本計画書作成の日から分割期日に至るまで、天変地変その他の事由により、当社の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、当社の取締役会決議をもって、本計画書を変更し、又は本件分割を中止することができる。

(競業禁止義務)

第9条 当社は、本件分割後においても、本件事業について、競業禁止義務を負わない。

(分割承認決議等)

第10条 当社は、分割期日の前日までに、株主総会決議その他関連法令により本件分割に必要な手続きを行う。

(本計画書に定めのない事項)

第11条 本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成26年2月14日

東京都中央区京橋一丁目11番8号西銀ビル
株式会社ネプロジャパン
代表取締役 筒井 俊光

株式会社ネプロモバイル関東に係る新設分割計画書（別紙1）

株式会社ネプロモバイル関東 定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、株式会社ネプロモバイル関東と称する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1．電気通信事業、電気通信サービス業およびその代理業
- 2．電気通信機器、コンピューターおよびその関連機器の販売、賃貸、加工、取付、保守ならびに輸出入業
- 3．ウェブコンテンツおよびデジタルコンテンツの企画、開発、管理、販売ならびに配信
- 4．ソフトウェアおよびコンピューターシステムの企画、開発、管理、販売ならびに配信
- 5．クレジットカード業
- 6．古物の取扱業
- 7．飲食店、娯楽施設および観光施設の経営
- 8．保険代理店業
- 9．不動産の売買、賃貸、仲介、管理その他不動産に関する事業
- 10．商品の販売および卸売業
- 11．その他商業全般
- 12．その他前各号に付帯または関連する一切の事業

（本店）

第3条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。

（公告の方法）

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、50,000株とする。

（株式の譲渡制限）

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

（基準日）

第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

第3章 株主総会

（招集）

第8条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

- 2 株主総会の招集通知は、株主総会日の1週間前までに発する。

(招集権者及び議長)

第9条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

(決議)

第10条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第11条 当社の取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

第12条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第13条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第14条 当社の取締役が2名以上の場合は、そのうち1名を代表取締役社長とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 取締役が1名の場合は、その者を代表取締役社長とする。

第5章 計算

(事業年度)

第15条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(剰余金の配当)

第16条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者に対して行う。

(除斥期間)

第17条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払義務を免れる。

株式会社ネプロモバイル関東に係る新設分割計画書(別紙2)

承継権利義務明細表

新会社が、本件分割により、当社から承継する本件事業に属する資産、負債、雇用契約、その他権利義務は次の通りとする。

なお、新会社が当社より承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は平成25年12月31日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。また、法律上承継が認められないもの、その他効力発生日において承継できないものは、承継権利義務から除外する。

1. 承継する資産及び負債

- (1) 流動資産 本件事業に属する流動資産の一切。
- (2) 固定資産 本件事業に属する固定資産の一切。
- (3) 流動負債 本件事業に属する流動負債の一切。
- (4) 固定負債 本件事業に属する固定負債の一切。

2. 承継する契約関係

本件事業に関して、当社が締結したあるいは過去に承継した売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。但し、当社より新会社に転貸する不動産にかかる賃貸借契約は除き、労働契約は後記3に定める通りとする。

3. 承継する雇用契約等

本件事業に従事する当社の従業員と当社間で締結した労働契約の一切。但し、効力発生日の前日までに当社及び当該各従業員が別途の取扱いに同意した場合はこの限りでない。

4. その他の権利義務

本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等。但し、当社が引き続き保有する必要のあるものは除く。

以上

株式会社ネプロモバイル東海に係る新設分割計画書

新設分割計画書

株式会社ネプロジャパン（以下「当社」という。）は、分割により設立する株式会社ネプロモバイル東海（以下「新会社」という。）に対して、第1条に定める「本件事業」の全部を承継させることに関し、以下の通り新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

（分割の目的）

第1条 当社は、当社の東海地方における株式会社NTTドコモ提供のサービスに関する移動体通信事業（以下「本件事業」という。）を新会社に承継させるために、新設分割（以下「本件分割」という。）を行う。

（新会社の定款で定める事項）

第2条 新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社ネプロモバイル東海 定款」に記載の通りとする。なお、本店の所在地は、愛知県名古屋市長区八前一丁目803番とする。

（新会社の設立時取締役の氏名）

第3条 新会社の設立時取締役の氏名は次の通りとする。

取締役 三牧 孝誌

（新会社が承継する権利義務等）

第4条 新会社が、本件分割により当社から承継する権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に定める通りとする。

- 2 新会社が当社から承継する債務について、当社は新会社と共に、重畳的債務引受をする。

（新会社が本件分割に際して発行する株式）

第5条 新会社は、本件分割に際して普通株式5,000株を発行し、その全てを前条第1項に規定する権利義務に代えて当社に割当交付する。

(新会社の資本金及び準備金の額等に関する事項)

第6条 新会社の設立時における資本金及び準備金の額等は、次の通りとする。但し、次条に定める分割期日における当社の資産及び負債等の状況により、当社の取締役会決議をもって、これを変更することができる。

| | |
|----------|---|
| 資本金 | 金50,000,000円 |
| 資本準備金 | 金0円 |
| その他資本剰余金 | 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から上記及びの合計額を控除した額 |
| 利益準備金 | 金0円 |
| その他利益剰余金 | 金0円 |

(分割期日)

第7条 本件分割にかかる登記をすべき日は、平成26年4月1日(以下「分割期日」という。)とする。但し、本件分割の手續進行上必要があるときは、当社の取締役会決議をもって分割期日を変更することができる。

(分割条件の変更及び本件分割の中止)

第8条 当社は、本計画書作成の日から分割期日に至るまで、天変地変その他の事由により、当社の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、当社の取締役会決議をもって、本計画書を変更し、又は本件分割を中止することができる。

(競業禁止義務)

第9条 当社は、本件分割後においても、本件事業について、競業禁止義務を負わない。

(分割承認決議等)

第10条 当社は、分割期日の前日までに、株主総会決議その他関連法令により本件分割に必要な手続きを行う。

(本計画書に定めのない事項)

第11条 本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成26年2月14日

東京都中央区京橋一丁目11番8号西銀ビル
株式会社ネプロジャパン
代表取締役 筒井 俊光

株式会社ネプロモバイル東海に係る新設分割計画書(別紙1)

株式会社ネプロモバイル東海 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ネプロモバイル東海と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気通信事業、電気通信サービス業およびその代理業
2. 電気通信機器、コンピューターおよびその関連機器の販売、賃貸、加工、取付、保守ならびに輸出入業
3. ウェブコンテンツおよびデジタルコンテンツの企画、開発、管理、販売ならびに配信
4. ソフトウェアおよびコンピューターシステムの企画、開発、管理、販売ならびに配信

5. クレジットカード業
6. 古物の取扱業
7. 飲食店、娯楽施設および観光施設の経営
8. 保険代理店業
9. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理その他不動産に関する事業
10. 商品の販売および卸売業
11. その他商業全般
12. その他前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店)

第3条 当社は、本店を愛知県名古屋市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、50,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第8条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

2 株主総会の招集通知は、株主総会日の1週間前までに発する。

(招集権者及び議長)

第9条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

(決議)

第10条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第11条 当社の取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

第12条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第13条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第14条 当社の取締役が2名以上の場合は、そのうち1名を代表取締役社長とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 取締役が1名の場合は、その者を代表取締役社長とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第15条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(剰余金の配当)

第16条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者に対して行う。

(除斥期間)

第17条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払義務を免れる。

株式会社ネプロモバイル東海に係る新設分割計画書(別紙2)

承継権利義務明細表

新会社が、本件分割により、当社から承継する本件事業に属する資産、負債、雇用契約、その他権利義務は次の通りとする。

なお、新会社が当社より承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は平成25年12月31日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。また、法律上承継が認められないもの、その他効力発生日において承継できないものは、承継権利義務から除外する。

1. 承継する資産及び負債

- (1) 流動資産 本件事業に属する流動資産の一切。
- (2) 固定資産 本件事業に属する固定資産の一切。
- (3) 流動負債 本件事業に属する流動負債の一切。
- (4) 固定負債 本件事業に属する固定負債の一切。

2. 承継する契約関係

本件事業に関して、当社が締結したあるいは過去に承継した売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。但し、当社より新会社に転貸する不動産にかかる賃貸借契約は除き、労働契約は後記3に定める通りとする。

3. 承継する雇用契約等

本件事業に従事する当社の従業員と当社の間で締結した労働契約の一切。但し、効力発生日の前日までに当社及び当該各従業員が別途の取扱いに同意した場合はこの限りでない。

4. その他の権利義務

本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等。但し、当社が引き続き保有する必要のあるものは除く。

以上

株式会社ネプロモバイル関西に係る新設分割計画書

新設分割計画書

株式会社ネプロジャパン（以下「当社」という。）は、分割により設立する株式会社ネプロモバイル関西（以下「新会社」という。）に対して、第1条に定める「本件事業」の全部を承継させることに関し、以下の通り新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

（分割の目的）

第1条 当社は、当社の関西地方における株式会社NTTドコモ提供のサービスに係る移動体通信事業（以下「本件事業」という。）を新会社に承継させるために、新設分割（以下「本件分割」という。）を行う。

（新会社の定款で定める事項）

第2条 新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社ネプロモバイル関西 定款」に記載の通りとする。なお、本店の所在地は、京都府京都市伏見区桃山町西尾33番2とする。

（新会社の設立時取締役の氏名）

第3条 新会社の設立時取締役の氏名は次の通りとする。

取締役 三牧 孝誌

（新会社が承継する権利義務等）

第4条 新会社が、本件分割により当社から承継する権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に定める通りとする。

2 新会社が当社から承継する債務について、当社は新会社と共に、重畳的債務引受をする。

（新会社が本件分割に際して発行する株式）

第5条 新会社は、本件分割に際して普通株式5,000株を発行し、その全てを前条第1項に規定する権利義務に代えて当社に割当交付する。

（新会社の資本金及び準備金の額等に関する事項）

第6条 新会社の設立時における資本金及び準備金の額等は、次の通りとする。但し、次条に定める分割期日における当社の資産及び負債等の状況により、当社の取締役会決議をもって、これを変更することができる。

| | |
|----------|---|
| 資本金 | 金50,000,000円 |
| 資本準備金 | 金0円 |
| その他資本剰余金 | 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から上記及びの合計額を控除した額 |
| 利益準備金 | 金0円 |
| その他利益剰余金 | 金0円 |

（分割期日）

第7条 本件分割にかかる登記をすべき日は、平成26年4月1日（以下「分割期日」という。）とする。但し、本件分割の手續進行上必要があるときは、当社の取締役会決議をもって分割期日を変更することができる。

(分割条件の変更及び本件分割の中止)

第8条 当社は、本計画書作成の日から分割期日に至るまで、天変地変その他の事由により、当社の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、当社の取締役会決議をもって、本計画書を変更し、又は本件分割を中止することができる。

(競業禁止義務)

第9条 当社は、本件分割後においても、本件事業について、競業禁止義務を負わない。

(分割承認決議等)

第10条 当社は、分割期日の前日までに、株主総会決議その他関連法令により本件分割に必要な手続きを行う。

(本計画書に定めのない事項)

第11条 本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成26年2月14日

東京都中央区京橋一丁目11番8号西銀ビル
株式会社ネプロジャパン
代表取締役 筒井 俊光

株式会社ネプロモバイル関西に係る新設分割計画書(別紙1)

株式会社ネプロモバイル関西 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ネプロモバイル関西と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気通信事業、電気通信サービス業およびその代理業
2. 電気通信機器、コンピューターおよびその関連機器の販売、賃貸、加工、取付、保守ならびに輸出入業
3. ウェブコンテンツおよびデジタルコンテンツの企画、開発、管理、販売ならびに配信
4. ソフトウェアおよびコンピューターシステムの企画、開発、管理、販売ならびに配信
5. クレジットカード業
6. 古物の取扱業
7. 飲食店、娯楽施設および観光施設の経営
8. 保険代理店業
9. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理その他不動産に関する事業
10. 商品の販売および卸売業
11. その他商業全般
12. その他前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店)

第3条 当社は、本店を京都府京都市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、50,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第8条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

2 株主総会の招集通知は、株主総会日の1週間前までに発する。

(招集権者及び議長)

第9条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

(決議)

第10条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第11条 当社の取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

第12条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第13条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第14条 当社の取締役が2名以上の場合は、そのうち1名を代表取締役社長とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 取締役が1名の場合は、その者を代表取締役社長とする。

第5章 計算

(事業年度)

第15条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(剰余金の配当)

第16条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者に対して行う。

(除斥期間)

第17条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払義務を免れる。

株式会社ネプロモバイル関西に係る新設分割計画書（別紙2）

承継権利義務明細表

新会社が、本件分割により、当社から承継する本件事業に属する資産、負債、雇用契約、その他権利義務は次の通りとする。

なお、新会社が当社より承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は平成25年12月31日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。また、法律上承継が認められないもの、その他効力発生日において承継できないものは、承継権利義務から除外する。

1. 承継する資産及び負債

- (1) 流動資産 本件事業に属する流動資産の一切。
- (2) 固定資産 本件事業に属する固定資産の一切。但し、土地及び建物を除く。
- (3) 流動負債 本件事業に属する流動負債の一切。但し、建物に関する未払金を除く。
- (4) 固定負債 本件事業に属する固定負債の一切。但し、建物に関する長期未払金を除く。

2. 承継する契約関係

本件事業に関して、当社が締結したあるいは過去に承継した売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。但し、当社より新会社に転貸する不動産にかかる賃貸借契約及び現在係属中のライフコーポレーション株式会社を原告、当社を被告とした損害賠償請求訴訟（京都地方裁判所平成25年（ワ）第3717号）において対象となっている債務は除き、労働契約は後記3に定める通りとする。

3. 承継する雇用契約等

本件事業に従事する当社の従業員と当社の間で締結した労働契約の一切。但し、効力発生日の前日までに当社及び当該各従業員が別途の取扱いに同意した場合はこの限りでない。

4. その他の権利義務

本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等。但し、当社が引き続き保有する必要のあるものは除く。

以上

株式会社ネプロクリエイトに係る新設分割計画書

新設分割計画書

株式会社ネプロジャパン（以下「当社」という。）は、分割により設立する株式会社ネプロクリエイト（以下「新会社」という。）に対して、第1条に定める「本件事業」の全部を承継させることに関し、以下の通り新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

(分割の目的)

第1条 当社は、当社のKDDI株式会社提供のサービス及びソフトバンクモバイル株式会社提供のサービスに係る移動体通信事業(以下「本件事業」という。)を新会社に承継させるために、新設分割(以下「本件分割」という。)を行う。

(新会社の定款で定める事項)

第2条 新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社ネプロクリエイト 定款」に記載の通りとする。なお、本店の所在地は、東京都中央区京橋一丁目11番8号とする。

(新会社の設立時取締役の氏名)

第3条 新会社の設立時取締役の氏名は次の通りとする。
取締役 成瀬 誠

(新会社が承継する権利義務等)

第4条 新会社が、本件分割により当社から承継する権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に定める通りとする。

2 新会社が当社から承継する債務について、当社は新会社と共に、重畳的債務引受をする。

(新会社が本件分割に際して発行する株式)

第5条 新会社は、本件分割に際して普通株式5,000株を発行し、その全てを前条第1項に規定する権利義務に代えて当社に割当交付する。

(新会社の資本金及び準備金の額等に関する事項)

第6条 新会社の設立時における資本金及び準備金の額等は、次の通りとする。但し、次条に定める分割期日における当社の資産及び負債等の状況により、当社の取締役会決議をもって、これを変更することができる。

| | |
|----------|---|
| 資本金 | 金50,000,000円 |
| 資本準備金 | 金0円 |
| その他資本剰余金 | 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から上記及びの合計額を控除した額 |
| 利益準備金 | 金0円 |
| その他利益剰余金 | 金0円 |

(分割期日)

第7条 本件分割にかかる登記をすべき日は、平成26年4月1日(以下「分割期日」という。)とする。但し、本件分割の手續進行上必要があるときは、当社の取締役会決議をもって分割期日を変更することができる。

(分割条件の変更及び本件分割の中止)

第8条 当社は、本計画書作成の日から分割期日に至るまで、天変地変その他の事由により、当社の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、当社の取締役会決議をもって、本計画書を変更し、又は本件分割を中止することができる。

(競業禁止義務)

第9条 当社は、本件分割後においても、本件事業について、競業禁止義務を負わない。

(分割承認決議等)

第10条 当社は、分割期日の前日までに、株主総会決議その他関連法令により本件分割に必要な手続きを行う。

(本計画書に定めのない事項)

第11条 本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成26年2月14日

東京都中央区京橋一丁目11番8号西銀ビル
株式会社ネプロジャパン
代表取締役 筒井 俊光

株式会社ネプロクリエイトに係る新設分割計画書（別紙1）

株式会社ネプロクリエイト 定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、株式会社ネプロクリエイトと称する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気通信事業、電気通信サービス業およびその代理業
2. 電気通信機器、コンピューターおよびその関連機器の販売、賃貸、加工、取付、保守ならびに輸出入業
3. ウェブコンテンツおよびデジタルコンテンツの企画、開発、管理、販売ならびに配信
4. ソフトウェアおよびコンピューターシステムの企画、開発、管理、販売ならびに配信
5. クレジットカード業
6. 古物の取扱業
7. 飲食店、娯楽施設および観光施設の経営
8. 保険代理店業
9. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理その他不動産に関する事業
10. 商品の販売および卸売業
11. その他商業全般
12. その他前各号に付帯または関連する一切の事業

（本店）

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

（公告の方法）

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、50,000株とする。

（株式の譲渡制限）

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

（基準日）

第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第8条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

2 株主総会の招集通知は、株主総会日の1週間前までに発する。

(招集権者及び議長)

第9条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

(決議)

第10条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第11条 当会社の取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

第12条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第13条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第14条 当会社の取締役が2名以上の場合は、そのうち1名を代表取締役社長とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 取締役が1名の場合は、その者を代表取締役社長とする。

第5章 計算

(事業年度)

第15条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(剰余金の配当)

第16条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者に対して行う。

(除斥期間)

第17条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払義務を免れる。

株式会社ネプロクリエイトに係る新設分割計画書(別紙2)

承継権利義務明細表

新会社が、本件分割により、当社から承継する本件事業に属する資産、負債、雇用契約、その他権利義務は次の通りとする。

なお、新会社が当社より承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は平成25年12月31日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。また、法律上承継が認められないもの、その他効力発生日において承継できないものは、承継権利義務から除外する。

1. 承継する資産及び負債

- (1) 流動資産 本件事業に属する流動資産の一切。
- (2) 固定資産 本件事業に属する固定資産の一切。但し、建物を除く。
- (3) 流動負債 本件事業に属する流動負債の一切。
- (4) 固定負債 本件事業に属する固定負債の一切。

2. 承継する契約関係

本件事業に関して、当社が締結したあるいは過去に承継した売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。但し、当社より新会社に転貸する不動産にかかる賃貸借契約は除き、労働契約は後記3に定める通りとする。

3. 承継する雇用契約等

本件事業に従事する当社の従業員と当社の間で締結した労働契約の一切。但し、効力発生日の前日までに当社及び当該各従業員が別途の取扱いに同意した場合はこの限りでない。

4. その他の権利義務

本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等。但し、当社が引き続き保有する必要のあるものは除く。

以上